

宗像市長 伊豆 美沙子 様
宗像市議会議員 岡本 陽子 様

宗像市監査委員 山下 稔
宗像市監査委員 北崎 正則



定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果について下記のとおり報告する。

記

1 監査の概要

- (1) 監査委員 山下 稔 北崎 正則
- (2) 監査の種類 定期監査（財務監査及び行政監査）
- (3) 監査の対象 対象事務：コミュニティ協働推進課の事務事業（別表）
対象期間：令和6年4月から令和7年3月まで
- (4) 監査の実施場所 宗像市監査委員事務局会議室
- (5) 監査の日程 令和7年6月24日（火）

2 監査の着眼点及び主な実施内容

コミュニティ協働推進課所管の事務事業について、関係法令及び予算に基づき適正に管理、執行されているかを着眼点とし、宗像市監査基準に基づき監査を実施した。監査にあたっては、予算の執行状況及び関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取した。

3 監査の結果

提出された書類に基づいて監査を実施した結果、次の点について指摘する。

(1) 市民活動交流館の光熱費について

口座引落しによって支払をしている市民活動交流館の光熱費について、令和7年3月中の引落口座管理の際、電気料金以外の支払発生を想定しておらず、3月25日～31日の水道代・電話代の支払により、引落口座の残高が電気代の請求金額未満の状態となった。そのため電気料金引落しができず、その後4月25日に支払ったが、日数が経過したため延滞金が発生した。引落口座の管理については複数職員で確認する等、適正に支出管理を行われたい。

(2) 市民活動交流館の管理について

市民活動交流館利用申請書兼許可書を確認したところ、市職員ではないものが課長決裁をしている許可書が見受けられた。宗像市市民活動交流館条例第17条によれば、交流館内の宗像市男女共同参画推進センターを利用しようとするものは市長の許可を受けなければならないため、条例の規定どおり市職員の決裁をもって利用を許可するよう取扱いを改善されたい。

別表

令和6年度 コミュニティ協働推進課の事務事業（提出書類）

区分	提出帳票台帳・資料の内容	台帳類	資料
個別資料	日の里地区及び大島地区コミュニティ・センターの指定管理に関する事蹟（基本協定に係る書類を含む）	○	○
	宗像市市民参画等推進審議会に関する事蹟	○	○
	むなかた大学のまち協議会に関する事蹟	○	○
	市民活動交流館使用料に関する事蹟（7月分・9月分）	○	○
	現金整理簿（年度分）	○	
	委託料に関する事蹟（別記）	○	○
	工事請負費に関する事蹟（別記）	○	○
	負担金・補助及び交付金に関する事蹟（別記）	○	○
共通資料	定期監査調書		○
	郵便切手等受払簿	○	
	光熱水費等口座引落用通帳の写し及び月々の口座振替済通知書の綴り	○	○
	時間外勤務命令簿		○
	出勤簿		○
	備品台帳	○	○

別記

令和6年度 委託料に関する事蹟

1	宗像市ボランティアネットワークシステム等運営業務委託
2	市民活動コーディネート業務委託
3	市民活動交流館総合ビル管理業務委託
4	コミュニティ啓発パンフレット刷新印刷業務
5	デジタル回覧板運用業務委託料（日の里地区コミュニティ運営協議会）
6	宗像市行政事務連絡調整業務委託（日の里公団住宅1区自治会分）

令和6年度 工事請負費に関する事蹟

1	南郷地区コミュニティ・センター遊具撤去工事
---	-----------------------

令和6年度 負担金・補助及び交付金に関する事蹟

1	令和6年度宗像市河東地区コミュニティ運営協議会 まちづくり交付金
2	令和6年度宗像市岬地区コミュニティ運営協議会 まちづくり交付金（チャレンジ枠含む）

3	令和6年度宗像市人づくりでまちづくり事業補助金 (パパママ応援・ネットワークいろり)
4	令和6年度宗像市人づくりでまちづくり事業補助金 (てくてくさくらねこの会)